

しんぐうマルシェ in そぴあしんぐう



地元で採れた新鮮な農作物や、地元事業者のお得な商品を生産者から直接購入できるマルシェイベントをそぴあしんぐうで開催します。

日時 12月11日(土)、25日(土)
午前9時30分～午後1時30分
場所 そぴあしんぐう 芝生広場特設会場
※IKEA福岡新宮店から場所を変更しています。
必要なもの 持ち帰り用の袋

相島の漁師の
いけま売り

玄界灘で獲れた天然の魚介類を、漁師が漁船の「生け間(いけま)」から直接販売する大人気のイベントです。

日時 12月18日(土) 午前9時～11時
場所 新宮漁港
(漁港に隣接する駐車場があります)
必要なもの クーラーボックスなど
※魚が売り切れ次第終了となります。
ご購入いただいたお客様には駐車券をお渡しします。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

どうすればいい? 海外から身に覚えのない荷物が届いた!

事例

宛先に私の名前と住所が記載された身に覚えのない荷物が、ポストに入っていました。送り主は海外の業者のようです。どうしたらよいのでしょうか?

アドバイス

突然、海外から荷物が届いても慌てずに、「本人に限らず、家族や友人を含めて本当に注文した覚えがないか」「インターネットショッピングで購入し、届いていない商品はないか」確認しましょう。

荷物が未開封の場合、受取拒否が可能かどうか、配送業者に相談しましょう。また、誤配送を理由に、後日、送り主から商品の返還を求められる可能性があるため、一定期間保管するのが望ましいでしょう。

代金を請求された場合、身に覚えのない荷物であれば、支払う必要はありません。また、クレジットカードなどの利用明細を確認し、身に覚えのない請求があった場合は、クレジットカード会社に不正請

求の可能性やカード番号の変更などを相談してください。

なお、令和3年の特定商取引法改正により、注文や契約をしていないにもかかわらず、事業者が金銭を得ようと一方的に送りつけた商品については、消費者は直ちに処分することができるようになりました。その場合、商品を開封・処分しても、消費者に支払い義務が生じることはありません。法律上の規定は、海外から日本国内に居住する消費者に送り付けられた商品についても適用されます。

不安に思った場合や、トラブルが生じた場合は、すぐに消費生活相談室に相談しましょう。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)